

山口市分別収集計画

【令和5年度～令和9年度】

山 口 市

山口市分別収集計画

令和4年6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本市においては、平成30年3月に策定した「山口市一般廃棄物処理基本計画」について、令和4年度に中間見直しを行い、ごみ処理に係る長期的・総合的な方向性を明らかにするとともに、「みんなで作る循環型のまち山口」の実現に向け、同計画に基づいた施策を展開しています。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の分別収集・再資源化を促進することで、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環社会の形成が図られるものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりとします。

- (1) 市民、事業者及び行政が、主体的かつ協働して「ごみの減量化、資源化」の取り組みを進めることにより、容器包装廃棄物の削減と分別・リサイクルの推進に取り組めます。
- (2) 発生抑制、循環的利用、適正処分という優先順位に基づいた取り組みを進め、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指します。
- (3) 収集、運搬及び選別処理等に当たっては、経済性や環境への負荷低減等を総合的に精査・検討し、容器包装廃棄物の分別収集を推進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度～令和9年度）とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他色）、飲料用紙製容器、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	9,958	9,817	9,676	9,546	9,416

各年度における容器包装廃棄物の区分別排出量の見込み

（単位：t）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器		359	354	349	344	339
アルミ製容器		538	531	523	516	509
ガラス製容器	無色びん	897	884	872	860	848
	茶色びん	673	663	654	645	636
	その他色びん	314	310	305	301	297
	小計	1,884	1,857	1,831	1,806	1,781
飲料用紙製容器		224	221	218	215	212
ダンボール		1,480	1,459	1,438	1,419	1,400
紙製容器包装		1,211	1,194	1,177	1,161	1,145
ペットボトル		942	929	915	903	891
プラスチック製容器包装		3,320	3,272	3,225	3,182	3,139
合計		9,958	9,817	9,676	9,546	9,416

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。

なお、実施にあたっては市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ります。

○啓発活動の推進

- ・市民のごみ減量とリサイクルに対する関心を高め、具体的な行動への誘導を図るための働きかけとして、市の職員が地域や事業所などに出向いて分別説明会等を実施します。

○環境教育・環境学習の充実

- ・市民が、様々な視点から、ごみ減量や資源化などの環境に対する理解を深める機会を提供するため、リサイクルプラザでの環境学習講座やごみ処理施設の見学受入れの充実を行います。また、リサイクル推進をはじめとした環境分野への取組みを行う「やまぐちエコ倶楽部」等のボランティア団体に対する支援と連携の充実を図ります。
- ・学校教育と連動した環境学習として、副読本「あいらぶ山口」を作成し、将来を担う子どもたちの環境意識を高めるため、小学校4年生を対象に実施している環境教育の充実を図ります。

○市民の自主的取組みの促進・支援

- ・市民による自主的な取組みを促進するため、マイバッグ利用、食品の食べきり使いきり、生ごみの水切り、コンポストの設置などの家庭における取組みや、「3010運動」の実践等、ごみの発生抑制や食品ロスの削減が図られるよう情報提供や啓発の充実を図ります。
- ・市民個々の取組みのほか、地域コミュニティ団体や環境分野に取り組むボランティア団体の活動は、市民相互の連携により大きな力を発揮することから、資源物の集団回収に対して奨励金の交付を行う「つくし推進事業」を継続し、これらの団体の育成・支援を行います。

○事業者の自主的取組みの促進・支援

- ・事業者による自主的な取組みを促進するため、ごみ減量等に関する取組み事例や民間資源化ルートなどを掲載した事業系ごみに関するパンフレットの作成・配布等により、情報提供と指導の充実を図ります。
- ・搬入許可証交付の際に、資源物の取り扱いについてのチラシを配布し、事業者への周知を図ります。
- ・小売店が実施する店頭での資源物回収のほか、簡易包装やレジ袋削減などの取組みについて啓発を行います。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

容器包装廃棄物の収集に係る区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他の色のガラス製容器	無色透明のびん 茶色のびん その他の色のびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主としてダンボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	130		130		130		130		130	
主としてアルミ製の容器	304		304		304		304		304	
無色のガラス製容器	532		502		472		442		412	
	(容リ協)	(独自)								
		532		502		472		442		412
茶色のガラス製容器	495		465		435		405		375	
	(容リ協)	(独自)								
		495		465		435		405		375
その他の色のガラス製容器	292		282		272		262		252	
	(容リ協)	(独自)								
	238	54	230	52	222	50	214	48	205	47
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	31		31		31		31		31	
主としてダンボール製の容器	1,349		1,349		1,349		1,349		1,349	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	223		223		223		223		223	
	(容リ協)	(独自)								
	223		223		223		223		223	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	466		471		476		481		486	
	(容リ協)	(独自)								
	366	100	371	100	376	100	381	100	386	100
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,593		1,593		1,593		1,593		1,593	
	(容リ協)	(独自)								
	1,593		1,593		1,593		1,593		1,593	
合計	5,415		5,350		5,285		5,220		5,155	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物（以下「特定分別基準適合物等」という。）の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みは、直近年度の分別基準適合物等の収集実績に近年の収集実績の推移と人口予測を加味して算定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

なお、缶、びん（茶色）、紙パック、ダンボールについては、市民団体や子ども会等による集団回収が定着していることから、引き続きこれらの団体が集団回収を実施することとします。

収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
缶	直営又は委託	直営
	集団回収	民間業者
無色透明のびん	直営又は委託	直営
茶色のびん	直営又は委託	直営
	集団回収	民間業者
その他の色のびん	直営又は委託	直営
紙パック	直営又は委託	民間業者
	集団回収	民間業者
ダンボール	直営又は委託	民間業者
	集団回収	民間業者
紙製容器包装	直営又は委託	直営
ペットボトル	直営又は委託	直営
プラスチック製容器包装	直営又は委託	直営

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、整備している施設により、分別収集及び中間処理を行います。資源物の循環利用のための処理機能が低下することがないよう、老朽化した施設等の整備や、収集車両等の更新を適時実施します。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶 アルミ缶	缶	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 阿東クリーンセンター
無色のびん	無色透明のびん	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
茶色のびん	茶色のびん	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
その他のびん	その他の色の びん	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
紙パック	紙パック	紙ひもで結束、 プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	民間業者
ダンボール	ダンボール	紙ひもで結束	パッカー車 平ボディー車	民間業者
その他の紙製容 器包装	紙製容器包装	紙ひもで結束 又は紙袋	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
ペットボトル	ペットボトル	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 小郡ストックヤード
その他のプラス チック製容器包 装	プラスチック製 容器包装	透明又は半透 明で中身の見 える袋	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

○情報提供の充実

ごみ減量・資源化に関する市民の自主的な取組みを促すため、情報提供の充実を図ります。具体的には、「ごみ・資源収集カレンダー」の更なる内容の充実を図るとともに、ごみの分別ルールだけでなく、市全体のごみ分別処理に関する情報などについても、広報紙、市公式ウェブサイト（やまぐちエコポータル）、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」や市LINE公式アカウントなど、あらゆる媒体を活用して積極的に情報提供を行います。

ごみの分別方法やリサイクルに関することなど、市民からの問い合わせにすばやく対応するため、「山口市ごみ情報ダイヤル」のスキルアップを図ります。

○資源物集団回収への促進・支援

自治会や子ども会等が行う集団回収を促進するため、奨励金の交付（つくし推進事業）などによるこれらの団体の育成支援を継続して行います。

○独自の資源回収品目

本市では容器包装廃棄物のほかに、新聞、雑誌を資源物として分別収集します。